

## 令和2年 第11回農業委員会議事録

令和2年11月25日午前10時00分に第11回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

13 番 (伊勢村孝之) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 報第18号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第35号 | 農地法第3条の規定による許可申請について     |
| 議第36号 | 農地法第5条の規定による許可申請について     |
| 議第37号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について        |

## 令和2年 第11回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和2年第11回通常総会を11月25日（水）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。13番 伊勢村孝之委員より欠席する旨連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、今日は第11回の農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。この頃めっきり寒くなってきました。皆さんも秋仕舞も終わり、来年のすいかの畑の準備も終わって冬支度に入るところかと思います。ただ、伊勢村委員のこともありまして、農作業等に従事する前に、十分体を動かして柔らかくしてから従事してもらいようお願いいたしましてあいさつに代えさせていただきます。本日はどうもご苦労様です。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

只今より令和2年第11回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、11番 西塚孝也委員 14番 齋藤吉勝委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。星川敬夫委員。

(1番 星川敬夫委員)

1番星川です。28、30日と農産加工の会議で局長が行っていますが、委員会からは会長が関係しているはずですが、何か変わったことがあるのか、お話しできることがあればお聞かせ願いたい。

(議長)

事務局長。

(岸局長)

今月より、農産加工の動きについて農業委員の皆様にもお知らせしたく掲載したところです。会議については、局長とありますが、農林課長として参加させていただいています。農業委員会の会長につきましては、監事、監査役として農産加工の役員に就いていただい

ております。こちらについては2年半ほど前から農産加工の赤字が増えまして、経営を建て直さなければならないということで、出資元である農協と市が連携して農産加工さんと三者で話し合いを続けております。昨年度より外部コンサルタントのご協力を得ながら、具体的なアクションプログラムなども作成しながら動いてきたところです。28日の経営対策会議は、毎月月末に行うこととされております。1ヵ月単位で経営改善の検証を行うための会議となっております。こちらの方は事務的な打ち合わせも含めておりますので、会長は出席しておりません。30日の取締役会議ですが、中間の売上等々の報告がなされた会議であります。決算会議ではなかったもので、監査役である会長は出席しておりません。なかなかコロナ禍で経営が上向かない状況でありますけれども、着実に農産加工は建て直しに向かって前に進んでいる状況です。現在は今ある材料の中で目線を変えた新商品を開発していて、それに社運をかけたような動きになっております。具体的には南蛮みそを細かく刻んで加工品にして瓶詰にして多用途に使えるような形で売り出したいということで進めております。あと、会社のイメージアップ作戦のようなものを並行して現在やっているところです。農産加工は6次産業化を担う市の中心的な施設ということで、農業委員の皆さんにもご承知置きをいただきたく日程だけは掲載させていただきました。しかるべき時期を見て内容についても報告させていただきたいと考えております。以上です。

(議長)

只今の説明について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第18号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、報第18号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。案件は18件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1は未定、No.2、3、8は同人へ売買予定、No.4、6、7、12、13、14、16は別人へ貸借予定、No.5、17は別人へ売買、No.10は自作、No.18は中間管理機構へ貸付予定です。No.2、3、6は集積計画が、No.5、12、13は3条申請が今月なされております。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第18号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

議第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」は3ページから5ページです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は5件です。No.1の渡人は市外転出による農業廃止のため、No.2は相手方の要望のため、No.3は耕作不便のため、No.4は贈与のため、No.5は労力不足のため、受人は、No.1、2、3、5は経営規模拡大のため、No.4は新規就農のための所有権移転です。No.1からNo.5は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。4ページと5ページをご覧ください。案件は12件です。No.1、5、11の貸し人は相手方の要望のため、No.2、3は労力不足のため、No.4、12は市内居住の農業廃止のため、No.6、10は高齢化による経営縮小のため、No.7、8、9は市外転出の農業廃止のため、借り人はNo.1～10、12は経営規模拡大のため、No.11が新規就農のための貸借です。No.1からNo.12は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第3班主任、本間俊悦委員の報告を求めます。

(17番 本間俊悦委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。笹原委員。

(7番 笹原哲委員)

7番笹原です。ただいま現地調査班から説明ありましたが、土地改良区からNo.2、No.3について意見書が出ておりますので報告させていただきます。No.2については、当該地は徳良池新堰地区維持管理事業の受益地ですが、農地転用は止むを得ないということでもあります。令和2年11月6日土地改良区理事長名で提出されております。No.3についてもNo.2と同じでありますけれども、当該地は徳良池新堰地区維持管理事業の受益地ですが、農地転用は止むを得ないということでもあります。令和2年11月6日土地改良区理事長名で提出されております。以上でございます。

(議 長)

他に、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。



(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第37号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、6番石川富士太郎委員、7番笹原哲委員、14番齋藤吉勝委員の退席を求めます。

(6番 石川委員、7番 笹原委員、14番 齋藤委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第37号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明に入らせていただきます。議案書24ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が1,528a、うち再設定が674a、所有権移転は175aとなり、計画面積合計は1,703aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が1,524a、うち再設定が674a、畑が4a、所有権移転は田のみで175a、合計しますと田が1,699a、畑が4aとなります。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手22名、うち再設定10名、受け手

18名、うち再設定が9名です。所有権移転は、出し手5名、受け手4名、合計しますと、出し手が27名、受け手が22名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が14件で896a、6年から9年が1件で81a、10年以上が8件で550aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が29kg～90kg、現金が7千円～2万円、畑は物納で59kgです。所有権移転は、田が5万円から30万円です。

それではページ移りまして、25ページからは個別状況です。No.1からNo.12までは新規の設定、No.13からNo.23は再設定です。28ページは所有権移転で、5件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第37号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。6番石川富士太郎委員、7番笹原哲委員、14番齋藤吉勝委員の復席をお願いいたします。

(6番 石川委員、7番 笹原委員、14番 齋藤委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和2年第11回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時38分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年11月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_